

障害者医療費公費負担制度について

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは・・・

井原市役所	福祉課	障害福祉係	TEL	0866-62-9518
芳井支所	芳井振興課	市民福祉係	TEL	0866-72-0110
美星支所	美星振興課	市民福祉係	TEL	0866-87-3112

■制度の目的

心身に重度の障害のある人が容易に医療を受けられるようにするため、その医療費の一部を補助することによって、健康保持と福祉の増進を図ることを目的としています。

■対象となる人

井原市内に住所のある人で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している人
- ②療育手帳 A を所持している人
- ③身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B（中度）の両方を所持している人

※令和 7 年 4 月診療分から対象追加

- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級と自立支援医療（精神通院）受給者証の両方を所持している人

▶ただし、本人、配偶者、扶養義務者に次の所得制限があります。（令和 3 年 7 月 1 日改正）

扶養人数	本 人	配偶者・扶養義務者
0 人	1, 6 9 5 千円	6, 3 8 7 千円
1 人	2, 0 7 5 千円	6, 6 3 6 千円
2 人	2, 4 5 5 千円	6, 8 4 9 千円
3 人以上	扶養家族が一人増えるごとに 380,000 円加算します。	扶養家族が一人増えるごとに 213,000 円加算します。

- ▶生活保護法による保護を受けている場合は、この制度の対象とはなりません。
- ▶65 歳以上で新規に重度障害になった場合は、この制度の対象とはなりません。一定以上の障害のある人は、満 65 歳から後期高齢者医療保険に加入することができます。障害者医療受給資格証を所持している人は、65 歳以降もこの制度の対象です。
- ▶④の該当者のうち、65 歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳を所持した場合は、この制度の対象とはなりません。65 歳未満で所持していた手帳の等級は問いませんが、井原市において、65 歳未満で精神障害者保健福祉手帳を所持していたことを確認できない場合は対象とはなりません。

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳（両方ある人は両方）
- 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）受給者証
- マイナンバーがわかるもの（個人番号カードなど）
- 世帯全員の保険情報がわかるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど）
- その他の医療費公費負担制度受給者証（持っている人のみ）
- 対象者が加入する健康保険の被保険者の申請年の1月1日現在の住所が市外の場合、その住所地での被保険者の市町村民税課税証明書
- 対象者、配偶者及び扶養義務者の申請年の1月1日現在の住所が市外の場合、その住所地での市町村民税課税証明書
- 預金通帳など金融機関の口座がわかるもの

■公費負担の範囲

医療保険各法等の自己負担金から一部負担金（1割）を除いた額を公費で負担します。
世帯の所得状況に応じて、ひと月当たり的一部負担金に上限が設定されます。

世帯の所得状況	所得区分	一部負担金限度額（月額）	
		外来のみの場合	入院または外来と入院がある場合
次のいずれの区分にもあてはまらない場合	一定所得以上	44,400 円	80,100 円 + 1 % ※
世帯員の所得額がそれぞれ 145 万円未満の場合	一 般	12,000 円	44,400 円
世帯員の全てに市町村民税所得割が課されていない場合	低所得Ⅱ	2,000 円	12,000 円
世帯員の全てに市町村民税所得割が課されてなく、かつ、合計所得金額が0円である場合	低所得Ⅰ	1,000 円	6,000 円

※総医療費が 801,000 円を超えた場合には、80,100 円 + (総医療費 - 801,000 円) × 1 %

ただし、④の該当者について、精神疾患による入院は、当該疾患による入院から3か月を満了する日の月末までの療養を助成対象とします。（下図）

精神疾患による通院は、自立支援医療（精神通院）の公費が優先適用されますので、必ず医療機関等の窓口で自立支援医療（精神通院）受給者証を提示してください。

○入院の助成期間制限

対象者	入院種別	3か月	3か月以上
身体・知的障害者	一般・精神	期間制限なし	
	一般	期間制限なし	
精神障害者	一般	期間制限なし	
	精神	期間制限なし	

■受給資格証の更新について

受給資格証の有効期限は毎年6月30日です。

④の該当者は、6月30日または精神障害者保健福祉手帳の有効期限の早いほうに合わせます。

■届出が必要なとき（変更届の内容により、必要なものが異なりますのでお問い合わせください。）

- 氏名・住所（市内転居）が変更になったとき
- 加入保険が変更になったとき
- 世帯構成が変更になったとき
- 世帯員の所得や市民税の課税の状況が変化したとき
- 第三者行為（交通事故など）により医療機関を受診したとき

※市外へ転出する場合や亡くなられた場合は、資格喪失届が必要です。

■受診する際の注意点

- 医療機関の窓口で健康保険証などと一緒に「障害者医療費受給資格証」（黄色でハガキの大きさのもの）を必ず提示してください。薬局の窓口でも別途提示してください。
- ④の該当者について、精神疾患による通院は、自立支援医療（精神通院）の公費が優先適用されますので、必ず医療機関等の窓口で自立支援医療（精神通院）受給者証を提示してください。
- 医療機関等で自己負担額を支払ったときに発行される領収書は大切に保管してください。医療費給付申請の際に必要となります。
- 複数の医療機関等を受診し、ひと月の自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合は、医療費の償還給付が受けられます。医療費給付申請書に必要事項を記入のうえ、保険診療点数の入っている領収書を添付して福祉課障害福祉係の窓口へ提出してください。
- 自動給付申請書を提出している人は月ごとの給付申請は必要ありません。ただし、県外受診分など、自動給付の対象とならないものは、月ごと・診療機関ごとに領収書と給付申請書の提出が必要です。